

(大村市版災害時要援護者避難支援マニュアル)

おおむら災害時助け合いプラン

大村市災害時要援護者防災活動支援指針



**向こう三軒両どなり
みんなつながり支え合い
いきいき安心おおむらづくり**

平成23年3月
大 村 市

はじめに

平成3年雲仙普賢岳噴火、平成7年兵庫県南部地震(阪神淡路大震災)、平成16年新潟・福井集中豪雨、新潟県中越地震、平成17年福岡西方沖地震、平成19年能登半島地震、新潟県中越沖地震、平成20年中国四川大地震、平成22年ハイチ大地震、奄美豪雨。

平成23年に入り霧島新燃岳噴火、ニュージーランド地震。そして、国内観測史上、最大規模といわれる東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)。

近年、わが国はもとより世界各地で大きな自然災害が頻発しています。

大村市では、昭和32年の諫早大水害以降、大規模な災害は発生していませんが、これからもずっと無事である保障はありません。

私たちは、誰一人としてその脅威から逃れるすべはなく、その圧倒的な力は、いつ私たちに襲いかかってくるか分からないのです。

これらの大災害の経験から明らかになった教訓とは、公的機関はすぐに助けにくることができない、という厳しい現実でした。

大規模災害時には、同時に多くの緊急要請が殺到するため、消防署や自衛隊といえども、瞬時に市内全域をカバーすることはできません。

自分の生命は自分で守る、それが自然災害に立ち向かうための姿勢なのです。

その一方で、小さな子どもたちはもちろん、高齢者や何らかの障害によって、災害時に助けを必要とする地域の仲間がいることを、私たちは忘れてはなりません。

本指針は、災害時に単独での避難行動が難しい、いわゆる災害時要援護者の皆さんと地域との助け合いの仕組みづくりを念頭に置いて作りました。

この取組みは、実はそのまま私たち一人一人の安全を守ることにつながっています。

本指針を通して、まずはできるところからの備えを共に考えていきましょう。

最後に、本指針をまとめるにあたり、大村市身体障害者団体連合会様をはじめ、多くの皆さんからご助言をいただきました。この場を借りて、深く感謝いたします。

なお、本指針作成の最終段階の3月11日、東日本大震災発生ニュースが飛び込んできました。無念にも犠牲となられた方々へ哀悼の意と、今も苦しみの中にある被災地の皆さんにお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

平成23年 3月

大 村 市 長 松 本 崇

＜目 次＞

はじめに	-----	1
1. 本指針における災害の範囲	-----	3
2. 本指針の位置付け	-----	3
3. 災害時要援護者支援の必要性	-----	3
4. 災害時要援護者防災活動支援指針	-----	6
(1) 災害時要援護者の定義と現状	-----	6
(2) 情報伝達体制の整備	-----	7
(3) 災害時要援護者情報の共有	-----	9
(4) 災害時要援護者の個別支援計画	-----	10
(5) 避難所での支援	-----	12
(6) 復興への支援	-----	14
(7) 関係機関との連携	-----	14
(8) ボランティアとの協力	-----	15
(9) 防災教育の推進	-----	15
5. 別紙		
(1) 災害時要援護者登録申請書兼台帳(様式)	-----	16
(2) 災害時要援護者個別支援計画書(様式)	-----	17
(3) 災害に立ち向かうための自助マニュアル	-----	18
＜資料＞大村市災害情報メールマガジンの登録の仕方	-----	22
(4) 災害に立ち向かうための共助マニュアル	-----	26
(5) 災害時要援護者の日頃の備え、地域による避難支援等における留意点		29
(サンプル①) 緊急連絡先カード	-----	36
(サンプル②) 非常用品リスト、避難時の注意書き	-----	37
(サンプル③) 避難済みカード	-----	38



1. 本指針における災害の範囲

本指針において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条1号に定める災害のうち、主に自然災害を想定しています。

《災害対策基本法第2条「一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」》

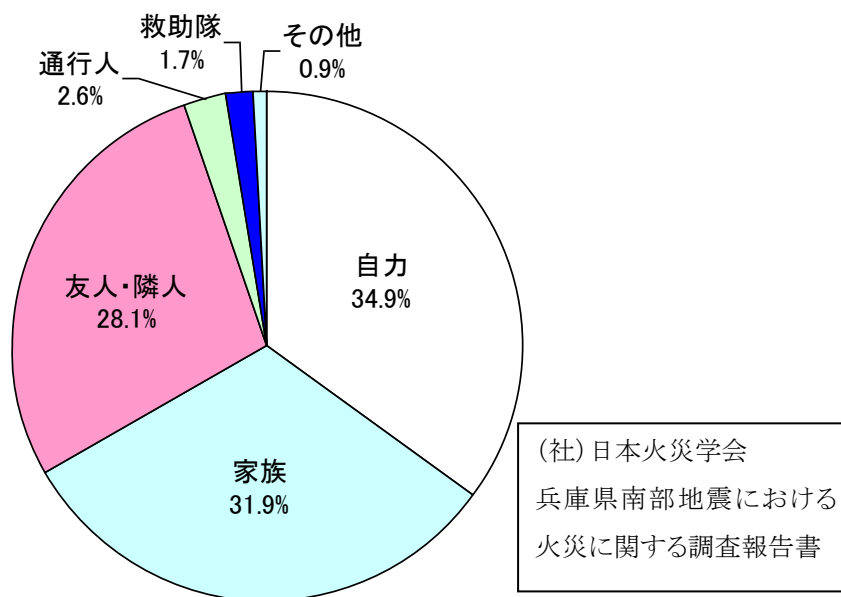
2. 本指針の位置付け

本指針は、大村市地域福祉計画の基本目標Ⅲ:基本施策1(1)「地域の防災体制の整備」及び大村市地域防災計画第2章第7節6項「災害時要援護者の安全確保」の規定に基づき、市、関係機関、自主防災組織、町内会、災害時要援護者本人等の協力、連携による、地域における災害時要援護者支援の仕組みづくりに関する事項を、具体的に示したものです。

3. 災害時要援護者支援の必要性

(1) 大規模災害が発生したとき、頼りになるのは身近な人たち

もし、いま大災害が発生して被害を受けたら、いち早く消防署や消防団、自衛隊の皆さんが駆けつけてくれる、と思っている人が多いのではないのでしょうか。もちろん、これらの公的機関は災害時に大きな力を発揮しますが、問題はそれがいつ発揮されるか、なのです。



【グラフ】生き埋めや閉じ込められた際、誰に救助されたか

このグラフは、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の際、救助された人たちが誰に助けられたかを表したものです。なんと9割以上の人たちが、自力を含め身近な人たちで助け合っていたことが分かりました。実は公的な救助隊などが占める割合はごくわずかだったのです。

(2)大規模災害が発生したとき、公的機関の力は大幅に制限される。

なぜ、このような状況になったのでしょうか。

それは、

- ① 公的機関自体が被災し、ダメージを受けてしまう。
- ② そこに所属する職員自身が自宅等で被災してしまう。
- ③ 情報網が寸断され、正確な被害状況が把握できなくなる。
- ④ 多くの被災者が、自家用車で被災地から脱出しようとして大渋滞を生み、救助隊が現地に到達できなくなる。
- ⑤ 通常の何倍、何十倍もの緊急対応業務が集中発生し、機能がパンクしてしまう。

などの要因が指摘されており、大規模災害時には公的機関の力が大幅に制限されてしまうことが分かったのです。

(3)大村市の公的な救助機関の現状

さて、本市の公的な救助機関の人数は、次のとおりです。(H23.1.1 現在)

常備消防(大村消防署)	日勤23名(最大56名)
非常備消防(大村市消防団)	642名
陸上自衛隊大村駐屯地	約1,500名
陸上自衛隊竹松部隊	約500名
海上自衛隊第22航空群	約1,050名

このうち、すぐに出動できるのは消防署と消防団であり、自衛隊は長崎県知事の派遣要請に基づく出動となります(ただし、現在は自衛隊の自主判断による出動も可能)。

市民約92,000人に対し、発生直後の公的な救助体制は、常備消防・非常備消防あわせて最大で約700名、しばらくして自衛隊が加わり約3,700名となります。

もし、1人が生き埋めになった場合は、少なくとも15人前後の救助要員が必要といわれており、単純に見積もっても同時に250人程度しか対応できないことになります。

実際には、上記(2)のような状況が現実のものとなれば、緊急の救助要請に対応できる人数がかなり限られてしまうことは、十分に予測されます。

すぐには助けたくても助けられない、これが公的救助の現実の姿です。

(4) 災害時を生き抜くために必要なのは、自助の意識

私たちは災害と、いつ、どこで、どんな状況のもとで遭遇するか分かりません。

しかも、迅速な公的救助が難しい現実のなかで、私たちが災害時を生き抜くためには、一人一人が「自分の生命は自分で守る」という自助の意識を持ち、平穏な日常生活の中でも常に備えを怠らない姿勢が大切なのです。 ☞ 別紙3、別紙5(P18、29 参照)

(5) 災害時要援護者を地域が支える共助の意識

一方、自分の力だけでは災害に備えることが難しい人たち、高齢者や障がい者、乳幼児などの災害時要援護者をどのように支えていくかが、これからの地域の課題です。

「自分たちの生命は自分たちで守る」という共助の意識のもと、地域全体で考え、取り組みを進めていく必要があります。

また、災害時要援護者本人も、例えば車いすの押し方や手引き介助の仕方を助言するなど、その人の状態に応じたやり方で、日頃から地域の防災活動に協力していく姿勢が必要です。 ☞ 別紙3～5(P18、26、29 参照)

(6) 自助と共助を支える公助

そして、公的機関による公助は、自助、共助の取り組みを支援していくとともに、自助、共助では難しいところを備えることで、三位一体の助け合いの仕組みづくりを進めていかなければなりません。

特に今後は、平常時における自助、共助の備えを育み、災害時における被害発生をできるだけ抑える「減災」の視点で、事前対策に一層力を注いでいくことが重要です。

(7) “向こう三軒両どなり” で災害時の助け合い

阪神淡路大震災という未曾有の大災害の中、被害拡大から自分たちのまちを守り抜いた人たちがいました。神戸市真野地区。その力の源泉は、日々の暮らしの中で培われてきた人と人とのつながりでした。

このことは、お互いの顔が見える関係の大切さをはっきりと物語っています。

一人一人が“向こう三軒両どなり”の助け合いの心を育み、皆の力で災害に強いまちをつくっていきましょう。



4. 災害時要援護者防災活動支援指針

(1) 災害時要援護者の定義と現状

本指針における災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々で

- ① 高齢者(特に迅速な行動に支障のある人)
- ② 障がい者
- ③ 難病患者
- ④ 乳幼児、妊産婦
- ⑤ 外国人(日本語で情報を得ることができない人)
- ⑥ その他上記に準じ、支援を要すると判断される人

をいいます。

《災害時要援護者の状況 H22. 3. 31現在》

(単位:人)

区 分	対象者数	内 訳		優先的要援護者数 (推計値)	備考
		うち 重度	施設 入所等 (推計)		
乳幼児	5,846	－	－		
身体障害者手帳保持者	4,151	1,781	53	1,728	重度:1、2 級
療育手帳保持者	861	383	165	218	重度:A1、A2
精神福祉保健手帳保持者	482	57	－	57	重度:1 級
介護認定者	2,927	1,097	651	446	重度:要介護 3 以上
民生委員見守り対象者	2,471	－	－	2,471	高齢独居・2人世帯
外国人登録者	313	－	－	31	日本語未理解者(仮定 10%)
合計	17,051			4,951	

※ 一部に重複があります。

本指針は、上記の表の優先的要援護者のうち、実態において高年齢や重度の障害等のため、単独での避難行動等が難しく、さらに家族等の避難支援が期待できない、在宅の災害時要援護者への重点的・優先的な支援を念頭に置いて策定しています。

(2) 情報伝達体制の整備

1) 災害時要援護者支援班の設置

市は、大村市地域防災計画における罹災救助部内に、新たに「災害時要援護者支援班」を設置することとし、平常時から防災部局、福祉部局、福祉関係者との連携を深め、災害時の円滑な協力体制の構築に努めます。

2) 避難準備情報等の発令・伝達

① 避難準備情報等の発令・伝達

市は、大村市地域防災計画に基づく「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める基準に従って、避難準備情報等を発令、伝達します。

《大村市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(平成 22 年 5 月策定)》

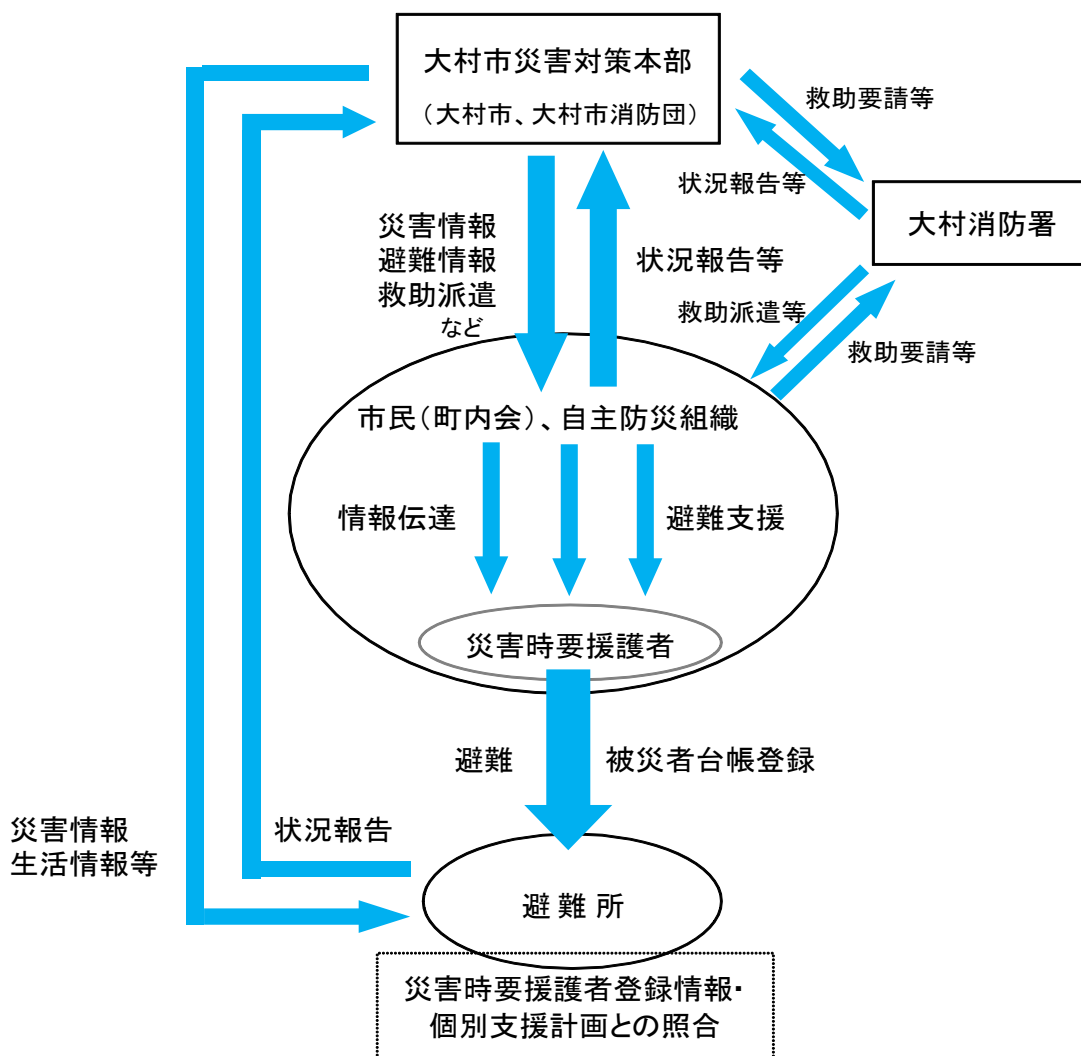
発令	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備(要援護者避難)情報	要援護者等、特に避難行動時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

《「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成17年3月 集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)》抜粋

自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

② 消防署、消防団等関係機関との情報伝達体制

市は、大村市地域防災計画に定める災害情報等系統図に従って、消防署、消防団、自主防災組織などの関係機関との迅速な情報伝達に努めます。



【図1】情報伝達体制

(大村市地域防災計画の災害情報等系統図の一部をもとに作成)

③ 多様な手段による通信の確保

災害時には、通信手段の寸断、輻輳(ふくそう:通信が混み合い、つながりにくくなる現象)等の発生が予想されるため、多様な通信手段の確保が必要です。電話、ファクシミリ、テレビ、ラジオ、広報車など、既存の通信手段に加え、防災行政無線(屋外拡声)の整備についても検討を進めます。

1)災害時要援護者情報の収集・共有方法

市は、災害時の被災リスクの高さを勘案し、災害時要援護者の中でも、実際には自力避難が可能な方や家族と同居されている方、施設等に入所されている方以外で、

- ・高齢者(独居世帯、夫婦世帯、要介護3以上)
- ・障がい者(身体1～2級、療育 A、精神1級)
- ・難病患者
- ・上記に準じ、支援を要すると判断される人

町内会

自主防災組織

⑥日頃の防災活動参加緊急支援依頼

⑥日頃の防災活動支援安否確認、避難支援

大村消防署

大村市消防団

大村市社会福祉協議会

⑥日頃の防災活動支援、緊急救助など

災害時要援護者

①個別訪問 ⑧現況確認

②登録申請書

大村市民生委員児童委員協議会連合会

民生委員

⑦情報確認 ③登録申請書

情報共有(将来)

大村市

行政基本情報
(高齢者、要介護者、障害者情報など)

災害時要援護者情報
(同意方式分)
④登録処理
⑤関係機関へ情報提供

災害時要援護者情報
(関係機関共有方式分)

GIS(地理情報)システム

【図2】災害時要援護者情報の共有

② 災害時要援護者情報の登録

民生委員児童委員は、災害時要援護者本人への個別訪問等により、災害時要援護者登録申請書(別紙1、P16 参照)の作成を進めます。

民生委員児童委員が回収した登録申請書は、大村市社会福祉協議会で受け付け、内容をチェックし、データ化した後、作成されたデータとともに市が保管します。

③ 災害時要援護者登録情報の提供

市は、上記②の登録情報について、本人の同意のもと、関係機関(大村消防署、大村市消防団、大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村市社会福祉協議会)、自主防災組織、町内会との間で、災害時要援護者情報の提供に関する協定を締結し、災害時要援護者登録情報の提供を行います。

④ 関係機関共有方式の導入

市は、上記①、②による災害時要援護者の把握と並行し、大村市個人情報保護審議会に諮り、市の行政基本情報に基づく災害時要援護者台帳の整備を進め、関係機関への情報提供に努めます。

⑤ 災害時要援護者登録制度の普及

市は、自主防災組織、町内会、障がい者団体、高齢者福祉団体等に対し、説明会や災害対応訓練等の開催を通して、災害時要援護者登録制度の周知を進めます。

⑥ 災害想定による優先度

市は、現在指定されている浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所内に居住する災害時要援護者については、民生委員児童委員と協力し、優先的に登録を進めるよう配慮します。

(4) 災害時要援護者の個別支援計画

1) 自主防災組織、町内会に対する災害対応研修等の実施

市は、自主防災組織または町内会に対する災害対応研修を進めるとともに、上記(3)③に基づく災害時要援護者情報の提供協定の締結を促し、町内会域内に居住する災害時要援護者に対する個別支援の必要性を理解してもらうよう努めます。



モデル地区(黒木町)災害
クロスロードの様子
(平成 21 年 7 月 5 日)



モデル地区(黒木町)災害
図上訓練の様子
(平成 22 年 1 月 23 日)

2) 個別支援計画の作成

市は、自主防災組織または町内会と協力し、災害時要援護者本人の参加のもと、必要に応じて民生委員児童委員、災害時要援護者本人担当の福祉専門家(ケアマネージャーなど)や医療関係者等の協力を得ながら、災害発生時の避難支援者や避難誘導時の留意点などを定めた個別支援計画(別紙2、P17 参照)を作成するよう努めます。作成された個別支援計画は市が保管します。



モデル地区(黒木町)個別
支援計画聴き取りの様子
(平成 22 年 4 月 17 日)

3) 個別支援計画の共有

市は、上記 2) で作成された個別支援計画を、本人の同意のもと、協定に基づき、関係機関、自主防災組織(避難支援者を含む)、町内会に提供します。

4) 個別支援計画に基づく防災訓練の実施

自主防災組織または町内会は、市と協力し、災害時要援護者本人の参加のもと、個別支援計画に基づいた防災訓練の実施を進めるとともに、そこで得られた経験等をもとに、常に個別支援計画の見直しを図ります。個別支援計画に変更が生じた場合、自主防災組織または町内会は、市に変更届を提出します。

5) 平常時からの連携

自主防災組織、町内会及び災害時要援護者本人は、防災訓練などの防災活動に限らず、日頃の地域活動全般を通じて、お互いの信頼関係の構築に努めます。

(5) 避難所での支援

1) 災害時要援護者相談窓口の設置

市は、各指定避難所内に、自主防災組織、町内会、福祉関係者等の協力のもと、健康相談や生活再建に係る相談など、災害時要援護者からの様々な相談に応じる窓口を設置します。

2) 災害時要援護者への配慮

市は、避難所の運営主体となる自主防災組織、町内会と協力し、避難所内における災害時要援護者の配置、救援物資の配分や各種の情報伝達の仕方などについて、十分な配慮を行います。また、災害時要援護者が避難所に入所する際に被災者台帳に登録してもらい、災害時要援護者登録情報及び個別支援計画と照合し、必要な福祉的・医療的ニーズを把握した上で、保健所、医療機関、福祉サービス事業者、大村市社会福祉協議会などと協力し、必要な措置を講ずるよう努めます。

3) 指定避難所のバリアフリー対策の促進

市は、災害時要援護者が入所できるよう、各指定避難所において段差解消など所要のバリアフリー対策を進めます。また、現実的に一時的な避難所として使用される可能性がある地域の町内公民館においても、災害時要援護者の受入れができるよう、バリアフリー対策の必要性について、各地域の自主防災組織、町内会に理解を広げるよう努めます。

4) 福祉避難所の確保

市は、市内に所在する宿泊施設、福祉施設等と協力し、必要に応じ二次避難所(福祉避難所)として災害時要援護者を受け入れてもらうため、福祉避難所開設に関する協定の締結を進めます。

5) 衛生面での配慮

市は、災害時に最も懸念される災害時要援護者用トイレの確保のため、取扱事業者と協力し、災害用トイレの供給に関する協定の締結を進めます。また、災害時要援護者が利用できる入浴設備を確保するため、市内に所在する福祉施設、温浴施設等と協力し、入浴設備の利用に関する協定の締結を進めます。

6) 災害時要援護者に配慮した緊急援助物資の確保

市は、特に身体に障害を抱える災害時要援護者に対する治療食、介護食、日常生活用具等を安定的に確保するため、取扱事業者と協力し、災害時の物資供給に関する協定の締結を進めます。



治療食等取扱事業者様との
物資供給協定締結の様子
(平成 22 年 1 月 12 日)

7) 孤立集落に緊急援助物資を届けるための搬送手段の確保

市は、道路の損壊等により山間部等に孤立集落が発生し、緊急に災害時要援護者の日常生活用具、薬品等が必要となる場合に備え、バイクによる搬送手段を確保するため、バイク利用者団体等と協力し、災害時の物資搬送等に関する協定の締結を進めます。

8) 避難所の運営訓練等

市は、主要な指定避難所となる小中学校の関係者、運営主体となる自主防災組織、町内会等と協力し、避難所の運営訓練等を行うなど、避難所における災害時要援護者支援のあり方について研究を進めます。

(6)復興への支援(応急仮設住宅及び復興住宅への入居)

- 1) 市は、応急仮設住宅等への入居者募集に係る情報が、確実に入居を希望する災害時要援護者に周知されるよう、広報の仕方等を工夫します。
- 2) 市は、応急仮設住宅等への入居者の配置について、地域のつながりを維持するため、町内会単位などのブロックで割り当てを行うこととし、入居を希望する災害時要援護者については、本人の居住している地域の町内会等のブロックに配置するとともに、その優先入居に配慮します。
- 3) 市は、災害時要援護者が入居するための応急仮設住宅等の建設にあたっては、可能な限りユニバーサルデザイン仕様を心がけます。
- 4) 市は、応急仮設住宅等に入居した災害時要援護者に対し、自主防災組織、町内会、大村市社会福祉協議会、医療機関、福祉専門家、ボランティア等と連携し、身体的・精神的ケアや生活再建相談など、総合的な支援に努めます。

(7)関係機関との連携

1)災害時における福祉サービスの継続計画

① 福祉サービス事業者等との連携

市は、平常時から福祉サービス事業者等との連携を図り、担当利用者の個別支援計画づくりをはじめ、防災知識の啓発、災害時の安否確認、緊急入所の対応など、災害時要援護者の支援について協力関係を構築します。

② 事業継続計画(BCP)の策定促進

市は、福祉サービス事業者等に対し、災害時でも通常どおり災害時要援護者に対する福祉サービスの提供ができるよう、事業継続計画(BCP)の策定を促します。

2)災害時要援護者防災活動支援研究会(仮称)を通じた連携の構築

市は、防災や福祉に関係する機関等とともに、災害時要援護者防災活動支援研究会(仮称)を設置し、平常時から災害時要援護者への支援に関する研究、検討をとおして、お互いの意思疎通を図るとともに、災害時には速やかに協力し、総合的な災害時要援護者支援体制の構築を図ります。

(8) ボランティアとの協力

1) 災害ボランティアセンターの立上げ

市及び大村市社会福祉協議会は、災害発生後速やかに大村市ボランティアセンター内に災害ボランティアセンターを立ち上げ、また状況に応じて被災地域に災害ボランティアセンター現地本部を設けることで、災害ボランティアの受入れ、派遣等調整を行い、避難所または在宅の災害時要援護者のニーズ把握及び支援活動を進めます。

2) 災害ボランティアセンターへの緊急応援体制

市及び大村市社会福祉協議会は、上記 1) に伴い、ボランティア団体等と協議の上、緊急応援体制を組み、災害の規模に応じたスタッフ人員の確保を図ります。

3) 災害ボランティアの活動指針

市は、大村市社会福祉協議会、ボランティア団体等と協力し、災害ボランティアに関する活動指針の作成を進めます。

(9) 防災教育の推進

地域防災力を高めるためには、災害時要援護者を含む住民全体の「自助」「共助」の意識を育むことが大切です。

まず、生き残るすべを身につけること。そして、となり近所で助け合う気持ちを育てること。

そのためには、防災教育をさらに充実させ、次世代の地域防災を担う人材を育成していくことが重要となります。

現在市は、自主防災組織や町内会、障がい者団体等を中心に、災害対応研修を実施していますが、今後は小学校などの教育機関や公立及び町内公民館、福祉施設、事業所等との協力を進め、様々な方法で防災教育の充実を図っていきます。



災害時要援護者登録申請書兼台帳

大村市長 様

下記のとおり登録申請します。

フリガナ		単位民児協地区番号					
氏 名		性 別	男 ・ 女				
		※血液型	A ・ B ・ AB ・ O				
生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 () 歳						
住 所	アパート名、室番号		同居者	有 ・ 無			
			町内会名				
電 話 番 号	自 宅		FAX				
	携 帯		メールアドレス				
※要援護者 区分欄	世帯の状況 (同居者・有のとき)		1. 夫婦世帯 2. 左記1以外の2人世帯 3. 3人世帯 4. 4人以上の世帯				
	↓ この欄は、1号～4号までのうち、該当する号に○をつけてください。						
	自力での 避難が 困難な 方に 限ります	1号	介護保険制度で要介護以上に認定された方				
		2号	↓ この欄は、障害のある方のそれぞれの手帳に記載されている「障害名」及び「程度」に○をつけてください。				
			身体障害の方	障害名	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 言語障害 4 上肢不自由 5 下肢不自由 6 体幹不自由 7 内部障害		
				程度	1級 2級 3級 4級 5級 6級		
			知的障害の方	程度	A1 A2 B1 B2		
		精神障害の方	1級 2級 3級				
	3号	高齢者(65歳以上)で、上記1号及び2号に該当しない方					
	4号	上記1号～3号に該当しないが、自力での避難が困難な方					
※かかりつけ病院 (必要な場合のみ)	有 ・ 無	病院名			電話番号		
指 定 避 難 先	市指定 避難先			地元指定 避難先			
避 難 支 援 者	有 ・ 無	※ 氏 名			※続柄		
		※ 住 所			※自宅電話		
緊 急 連 絡 先	氏 名			続柄		自宅電話	
	住 所					携帯電話	
担当民生委員 児童委員	氏 名					自宅電話	
	住 所					携帯電話	

☆ 下欄について、選択する方の□にチェックしてください

災害対応のため、大村市が
大村市社会福祉協議会、大村市民生委員児童委員協議会連合会、大村消防署及び市内各地区消防団、
町内会、各自主防災組織に、上記※印部分を除く登録情報を提供することに

□ 同意します。 □ 同意しません。 (署名 印)

(本登録情報は、災害対応及び更新調査以外に使用することはありません。)

災害時要援護者個別支援計画

フリガナ 氏 名					性 別	男 ・ 女	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 ()歳						
住所	アパート名、室番号				同居者	有 ・ 無	
					町内会名		
電話番号	自宅電話			FAX			
	携帯電話			メールアドレス			
指定避難先	市指定 避難先			地元指定 避難先			
緊急連絡先	氏 名		続柄		自宅電話		
	住 所				携帯電話		
担当民生委 員児童委員	氏 名				自宅電話		
	住 所				携帯電話		
避難 支 援 者	1	氏 名		続柄		自宅電話	
		住 所				携帯電話	
	2	氏 名		続柄		自宅電話	
		住 所				携帯電話	
	3	氏 名		続柄		自宅電話	
		住 所				携帯電話	
情報伝達の流れ		＜例＞ 市役所 ⇒ 自主防災会 ⇒ 本人及び避難支援者 *自主避難を決めたとき ⇒ 本人から避難支援者に電話等で要請 *市から「避難準備情報」が発令されたとき ⇒ 避難支援者は電話等で本人に連絡					
情報伝達時の 留意事項							
避難時に携行する日 常用具、医薬品等							
避難誘導時の 留意事項							
避難先での 留意事項		＜例＞ 人工透析の装置が必要					
その他参考事項							

災害対応のため、大村市が本計画を 大村市社会福祉協議会、大村市民生委員児童委員協議会
連合会、大村消防署、大村市消防団、各町内会、各自主防災組織及び本計画の避難支援者に提供
することに同意します。

(署名 _____ 印 _____)

《別紙3》 災害に立ち向かうための自助マニュアル

日常生活の中で常に災害の発生に備え、「自分の生命は自分で守る」という心構えを持つことが大切です。

災害時を生き抜くために、これだけはやっておきたいポイントを挙げてみました。

(1) 家族皆で「防災家族会議」を開き、災害時にどうするか話し合っておきましょう。

まず、家族全員が共通の危機意識を持つことが必要です。

災害時をイメージし、日頃どんな備えが必要か、また発生後にどのように行動すればよいかなどについて、家族でじっくり話し合ってみましょう。



(2) いざという時の連絡方法、集合場所を確認しておきましょう。

安否確認のために一気に携帯電話の使用が集中すると「輻輳」という現象が起こり、通話ができなくなる可能性が高まります。そこで、携帯電話が使えないという前提のもと、連絡方法を予め決めておいたり、集合場所を決めておくといよいでしょう。



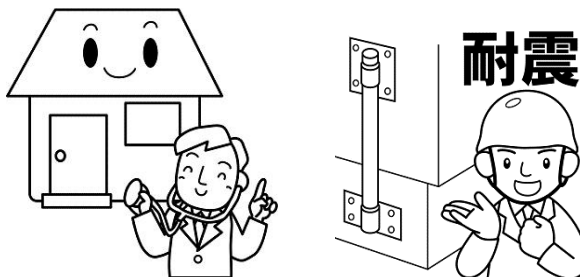
(3) 市防災メールの受信登録などを行い、日頃から災害情報の把握を心がけましょう。

携帯電話をお持ちの方は、市のホームページから防災情報メールマガジンに登録したり(P22 参照)、災害時や災害の発生が予測される場合には FMおおむら(76.3MHz、<http://fmomura.jp/index.php>)を聴くなど、日頃から災害情報の把握を心がけましょう。

(4) 自宅の安全性を高めましょう。安全な家に住んでいれば、不自由な避難所に行く必要がなくなります。

- ① 自宅の耐震診断を受けたり、必要な場合は耐震補強を行いましょう。

資金的に困難な場合、例えば寝室のみを補強したり、シェルター設置などの方法を検討してみましょう。



- ② 家具や家電などを固定しましょう。

家具や家電の転倒によって大ケガをしたり、最悪の場合には死亡することがあります。L字金具などを使って壁や柱に固定しておきましょう。

また、家具の扉にストッパーを取り付けたり、電灯の破損・飛散の防止のため、チェーン等を使って天井に固定しておきましょう。

- ③ ガラスなどの飛散を防止しましょう。

窓や食器棚などのガラス部分に飛散防止フィルムを貼っておきましょう。また、食器棚の扉にストッパーを取り付けて、食器の破損と飛散を防ぎましょう。

- ④ 室内は常に整備整頓しておきましょう。

脱出ルートの確保のため、物が散乱しないよう日頃から室内を整理しておきましょう。

- ⑤ 高いところには物を置かないようにしましょう。



- ⑥ 可能なら、お風呂には常に水を張っておきましょう。

もし水道水が止まった場合、入浴前なら飲料水に、入浴後でもトイレや洗い物、また消火活動などに利用できます。

(ただし、乳幼児などのいるご家庭では、浴室扉にストッパーを取り付けたり、必ず風呂ふたを使用するなど、取扱いに充分ご注意ください。)

(5) 非常用品を準備しておきましょう

👉 サンプル①～③(P36～38 参照)

- ① リュックサックなどに非常用品を準備しておきましょう。

最低3日分の食料と水、懐中電灯、携帯ラジオ、緊急連絡先カードなどとともに、必要に応じて専用の医薬品や、補聴器、白杖等の日常生活用具類を備えておきましょう。



- ② 大切なものは、袋に入れフックなどに掛けておきましょう。

特に大型地震の場合、あらゆるものが飛んでいきます(神戸市「人と防災未来センター」語り部談)。白杖や補聴器など、なくてはならない用品は壁フックなどにかけておくといよいです。

- ③ 寝室に着替えや靴などを準備しておきましょう。

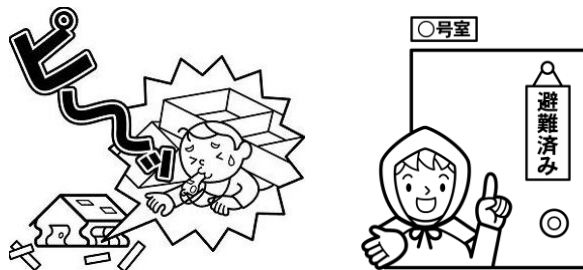
速やかに安全に避難できるよう、寝室に着替えや頭巾、予備の靴を準備しておきましょう。



- ④ 災害救護用品(のこぎり、バール、ジャッキなど)を備えておきましょう。

- ⑤ ホイッスルを身近に準備しておきましょう。

万が一瓦礫の下敷きになったりしたとき、声が出なくてもホイッスルを鳴らすことで、所在を知らせることができます。もちろん、防犯にも役立ちます。



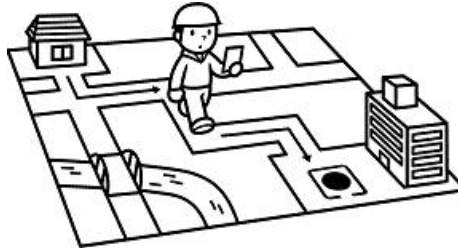
- ⑥ 「ブレーカーを落とす」などの注意書きや避難済みステッカーなどを準備しておきましょう。

自宅から避難所等に避難する場合を想定して、ブレーカーやガスの元栓を確認するための注意書きや、玄関に表示する避難済みステッカー等を準備しておきましょう。

(6) 避難場所、避難経路を確認しておきましょう。

日頃から地域の避難場所や避難所がどこなのか、またバリア(段差等)の有無など施設の現状を確認しておきましょう。

その際、より安全な避難経路についても確認しておく必要があります。



(7) とおり近所と仲良くしておきましょう。

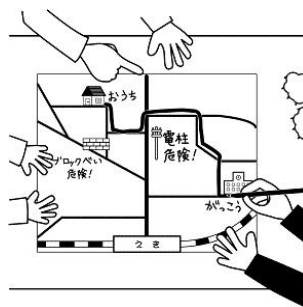
災害発生時にすぐに頼りになるのは、とおり近所の助け合いです。

日頃から町内会活動などをとおして、ご近所との交流を深めておきましょう。



(8) 積極的に防災研修会や防災訓練に参加しましょう。

日頃から機会を捉えて、防災に関する研修会や防災訓練に参加し、自助・共助の意識を高めましょう。



(9) 自分だけで難しい防災活動は、地域の自主防災組織や町内会などに頼んでみましょう。

例えば、身体的な理由で家具の固定作業ができないなど、自分だけでは難しい防災活動がある場合は、積極的に地域の人たちに手助けを頼んでみることも大切です。

＜別紙3(3)関連資料＞ 大村市防災情報メールマガジンの登録の仕方

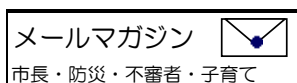
大村市防災情報メールマガジンの登録は、次の手順で行ってください。

(携帯電話でドメイン指定受信されている方は、「city.omura.lg.jp」を登録してください。)

(1) 大村市ホームページにアクセスしてください。

(<http://www.city.omura.nagasaki.jp/index.asp>)

(2) 画面の左側にあるメールマガジンのバナーをクリックしてください。



(3) メールマガジン画面の上側にある「購読申請」をクリックしてください。



大村市長メールマガジン

市長の様々な公務の様子や市民の方との交流などを紹介するとともに、市政の方向と市長の考えをわかりやすくお伝えします。(月1回配信(第3水曜日))

このメールマガジンは、携帯電話及びPHSの電子メールアドレスではご利用いただけません。パソコンで受信できる電子メールアドレスで購読申請登録してください。

発行部署 秘書課 最終送信日 バックナンバー

防災情報

火災・警報・解除情報等の災害報告をメールでお知らせします。(不定期)
携帯電話で受信される場合は、受信メール制限機能の設定にご注意ください。
(ドメイン指定受信されている方は、「city.omura.lg.jp」を登録してください。)

発行部署 安全対策課

不審者や犯罪発生等に関する情報

子どもの安全や防犯活動のため、不審者出没や犯罪発生等の情報をメールでお知らせします。(不定期)
携帯電話で受信される場合は、受信メール制限機能の設定にご注意ください。
(ドメイン指定受信されている方は、「city.omura.lg.jp」を登録してください。)

発行部署 安全対策課 最終送信日 バックナンバー

子育てに関する情報

乳幼児とその保護者を対象に、子育ての輪を広げる場として、子育てに関する講座や講演会、親子で遊べる子育てつどいなどの開催情報をメールでお知らせします。(不定期)
携帯電話で受信される場合は、受信メール制限機能の設定にご注意ください。
(ドメイン指定受信されている方は、「city.omura.lg.jp」を登録してください。)

発行部署 こどもセンター 最終送信日 バックナンバー

当サイトでは個人情報を入力するページに暗号化技術のSSL(セキュア・ソケット・レイヤー)を導入しております。

詳しくは→こちら
大村市携帯サイトからも購読申請ができます。



(4) メールマガジン利用規約画面の規約内容を確認された上で、「同意する」をクリックしてください。

[≪戻る](#)
メールマガジン利用規約 TOP メールマガジン

大村市メールマガジン利用規約

次の登録規約を必ずお読みください。この規約に同意の上、ご登録をお願いします。

■ 登録規約

1. 本規約は大村市が提供する大村市ポータルサイトにおいて提供するサービス(以下、「本サイト」)を公正に利用することを目的とします。
2. お客様が本サイトを利用することで、本利用規約をご承諾したものとみなします。
3. 大村市はお客様への事前の通知なくしてこの規約を任意に変更することができます。
4. その他に各コンテンツに特別の規約が存する場合、お客様はこれについても承諾したうえでこれを利用するものとします。
5. お客様は如何なる理由があろうとも、本サイト及びシステム全般に対して不正アクセスを行う事を禁止します。
6. 大村市はお客様の許可なく、本サイトのシステム改変を行うことが出来ます。
7. 本サイトによって提供されている全ての情報について、許可なく転用する事を禁止します。
8. 本サイトを利用したことによって生じた全ての事柄について、当方は責任を負わないこととします。
9. 本サイトを利用し携帯電話でメールマガジンを受け取った場合、全文表示されない場合がありますが当方は責任を負わないこととします。
10. メール送信が連続して不能となった場合は、自動的に登録を削除することがあります。

ここをクリック

(5) メールマガジン購読申請画面において、[個人情報]欄に名前とメールアドレスを入力し、[メールマガジン購読申請]欄の防災情報にチェックを入れたのち、「確認」をクリックしてください。

[≪戻る](#)
メールマガジン購読申請 TOP メールマガジン

購読申請登録

この購読申請ではメールマガジン仮登録となります。
ここで入力されたメールアドレスに対して、本登録申請のメールをお送りしますので、
そちらから本登録をしてください。
なお、仮登録から1週間内に本登録されない場合は仮登録を取り消します。

大村市長メールマガジンは、携帯電話及びPHSの電子メールアドレスではご利用いただけません。
パソコンで受信できる電子メールアドレスで購読申請登録してください。

[個人情報]

名前:
■必須

メールアドレス:
■必須

[メールマガジン購読申請] 最低ひとつメールマガジンを選択して下さい。メールマガジンは複数選択できます。

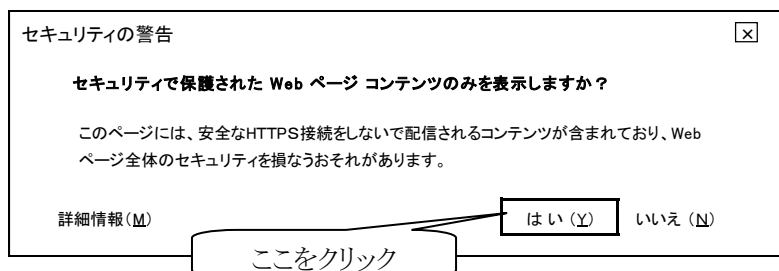
☐ 大村市長メールマガジン

☒ 防災情報

☐ 不審者や犯罪発生等に関する情報 ☐ 子育てに関する情報

ここをクリック

- (6) 「セキュリティの警告」メッセージが出た場合は、「はい」をクリックしてください。
(警告が出なかった場合は、次の(7)の画面が表示されます。)



- (7) メールマガジン購読申請確認画面において、[個人情報]欄の名前とメールアドレスに間違いがないか、[メールマガジン購読申請]欄で防災情報が選ばれているかを確認したのち、「送信」をクリックしてください。

≡ <<戻る
メールマガジン購読申請確認 TOP メールマガジン

- (8) 仮登録されたメールアドレスに、表題「大村市メールマガジン登録」のメールが送信されますので、メール画面下のアドレスをクリックしてください。

- (9) 表題「大村市メールマガジン確認」画面が表示されますので、画面下の「こちら」をクリックしてください。

【大村市メールマガジン確認】

名前：
大村 太郎

メールアドレス：
omura-t@city.omura.lg.jp

メールマガジン申請購読
防災情報

上記の内容で登録を行います。登録をしてもよろしい場合は、
→こちら

ここをクリック

- (10) 表題「大村市メールマガジン登録完了」画面が表示されたら、登録作業は終わりです。
次回分から防災情報の配信が始まります。

【大村市メールマガジン登録完了】

登録されました。次回のメールマガジンから配信します。



《別紙4》 災害に立ち向かうための共助マニュアル

災害時に大切なのは、となり近所をはじめとする地域での助け合いです。

「自分たちの生命は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害時に皆で助け合うため、これだけはやっておきたいポイントを挙げてみました。

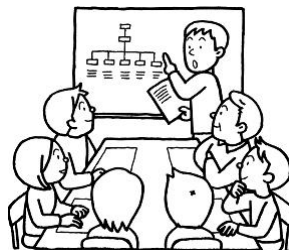
(1) 地域で自主防災組織の結成に取り組みましょう。

地域全体で災害に立ち向かうため、自主防災組織の結成に取り組むことが必要です。

特に、結成の過程でできるだけ多くの人たちと防災意識を共有することが大切です。

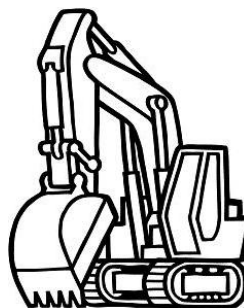
さらに、地域内で専門的スキルや知識を持った人材を発掘し、把握しておきましょう。

また、個人に限らず、地域内の事業所や医療機関、福祉施設等にも自主防災組織への加入を求め、様々な事態に対応できる体制、地域内ネットワークを整えておきましょう。



(2) 非常用品を準備しておきましょう。

災害救助等のために必要な工具などを備えるとともに、発電機や重機などを保有している人や事業所などを把握しておき、災害時に提供してもらえるよう事前に相談しておきましょう。



(3) 災害時要援護者の把握と個別支援計画の作成を進めましょう。

①地域に居住する災害時要援護者に、地区の民生委員さんを通じて市へ登録申請するよう勧めましょう。

②市と災害時要援護者登録情報の提供に関する協定を結び、地域に住む災害時要援護者を把握しましょう。

③災害時要援護者の実態に合わせ、災害発生時の避難支援者や避難誘導時の留意点などを定める個別支援計画を作成しましょう。

(4) 災害時要援護者の実態に合わせた防災訓練を実施しましょう。

地域に住む災害時要援護者と協力して、個別支援計画に沿った防災訓練を行いましょう。
訓練をととして、災害時における安否確認や避難誘導の仕方などを確認しておきましょう。



(5) 災害時要援護者の日頃の防災活動を支援しましょう。

身体的な理由等で日頃の防災活動が難しい災害時要援護者に対し、家具の固定や配置換えなどの作業を手助けすることで、災害時要援護者の自助力の向上を支援しましょう。



(6) 災害時要援護者への情報の提供に努めましょう。

災害時要援護者は、多くの場合、情報の取得が困難です。

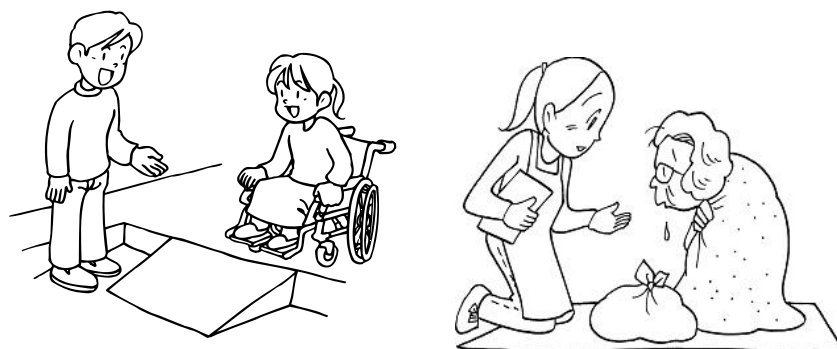
災害時に限らず、必要な情報が手元に届いていない場合が考えられるため、地域の中でも特にとなり近所の方を中心に、日頃から災害時要援護者への情報提供を心がけましょう。

(7) 災害時要援護者に配慮した避難所の確保・整備に努めましょう。

- ① 平常時に、関係する自主防災組織、学校、市防災部局などとともに、指定避難所等の運営方法の研究や運営訓練などを行いましょう。



- ② 指定避難所以外に、地域において一時避難所を予め選定し、スロープ設置や段差解消、トイレ改修など、可能な限り受入れのための環境整備を行っておきましょう。
- ③ 避難所内における入所者の配置は、地域のつながりを持続するため、地域単位(町内会など)とし、災害時要援護者が入所した場合も、本人の属する地域の区割内に配置するよう配慮しましょう。
- ただし、災害時要援護者の身体的・精神的な状態によっては、福祉避難所等に配置変えするなど、柔軟な対応を心がけましょう。



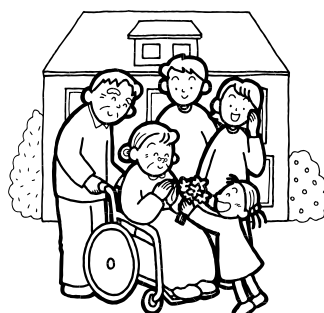
(8) 救助隊、ボランティアなどを受け入れる体制を整えておきましょう。

災害発生時における救助や、生活再建の各段階(避難所運営、瓦礫等の後始末、仮設住宅等入居)において、住民のニーズを把握し、市、救助隊、ボランティアなどと協力して解決を図るため、どのように支援を受け入れるのか、予め方針を定めておきましょう。

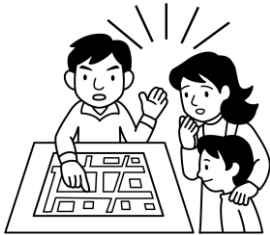


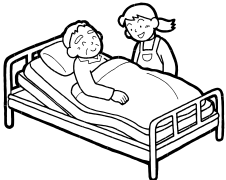
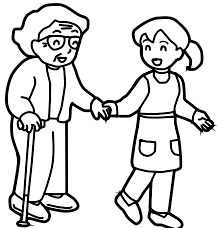
(9) 日頃から災害時要援護者に地域活動への参加を促しましょう。

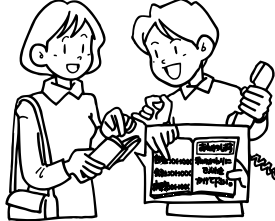
災害時に限らず、町内会の行事など日頃の地域活動に、災害時要援護者に積極的に参加してもらおう努めましょう。日頃の交流が助け合いの第一歩です。

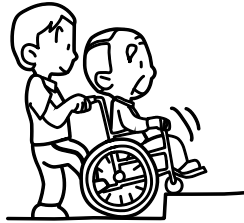
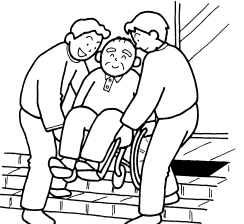
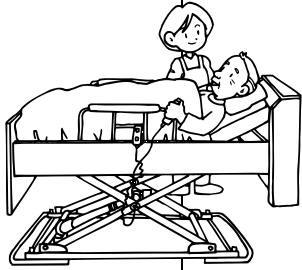


《別紙5》 災害時要援護者の日頃の備え、地域による避難支援等における留意点

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
共通項目	災害時の連絡方法、集合場所などを家族で話し合っておきましょう。		災害時要援護者本人、家族、避難支援者への情報伝達の方法を決めておきましょう。	災害時要援護者の状態に合わせて、安否確認や避難支援の仕方を決めておきましょう。 避難が完了した後、避難済みステッカーを表示してもらうなど、確認漏れを防ぐよう努めましょう。	災害時要援護者の受入れのため、運営訓練やバリアフリー対策が必要となります。
	テレビ、ラジオ、インターネット等の情報源の確保と情報収集を心がけましょう。				災害時要援護者の入所について、基本的には地元避難所が望ましいものの、状況によって福祉避難所への配置変えが必要となる場合があります。
	自宅の耐震診断、耐震補強を実施しましょう。				
	家具、家電等の固定化、窓ガラスにフィルムを貼るなどガラスの飛散防止を実施しましょう。				
	部屋の中は常に整理整頓し、避難スペースを確保しておきましょう。				避難所の施設案内図の掲示が必要です。
	白杖、補聴器、緊急連絡先カード、治療薬などの大切な物は、袋に入れて寝室の壁フックにかけるなどして、常に身近で安全な所に保管しておきましょう。				避難所生活におけるタイムスケジュールの掲示が必要です。
	少なくとも3日分の食料・飲料水や日用品を入れたリュックサック等(非常持ち出し袋)を準備しておきましょう。				災害時要援護者に、各種情報の周知や救援物資等の配分が確実に行われるよう、十分な配慮が必要です。
	服、雨合羽、手袋、靴、防災頭巾やヘルメット等の一式を寝室に準備しておきましょう。				
	家族、かかりつけ医療機関、医療器具販売者等の連絡先を記入した緊急連絡カードを常備しておきましょう。				
	ホイッスルを常に携帯しておきましょう。				
	ブレーカーやガスの元栓を確認するための注意書き、避難済みステッカーを準備しておきましょう。				
	避難所や避難経路を確認しておきましょう。				
	いざという時の手助けを、となり近所に頼っておきましょう。				
	地元の自主防災組織や町内会が実施する防災訓練などに積極的に参加するとともに、避難所の受入体制(バリアの有無など)についても事前に確認しておきましょう。				
					

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
寝たきり高齢者	車いす、ストレッチャー等の移動用具を準備しておきましょう。	自身の状態を伝えることが困難な場合があります。 自力での避難ができないので、介助者が必要です。		車いす、ストレッチャー等の移動用具を準備しておきましょう。 移動用具が確保できない場合は、おぶいひも、又は毛布等による応急担架を使った移送を行いましょう。	必要な場合はホームヘルパー等を配置します。
認知症高齢者		自身の状態を伝えることが困難な場合があります。 自力での避難が困難なため、介助者が必要です。 急激な生活環境の変化によって、行動障害が出現したり、認知症がさらに進行する可能性があります。	慌てずに冷静な態度で接することを心がけます。 簡単に状況を説明して本人を安心させ、落ち着かせることが大切です。	常に誰かが付き添い、手を引くなどして移動させましょう。 大声や奇声をあげるなどの行動をとっても叱責しないようにしましょう。 激しい興奮状態が続くような場合は家族等が付き添って、落ち着くまでしばらく様子を見ましょう。	徘徊症状が出現した場合、周囲の人にも声かけをお願いしておきます。 症状の程度によっては、福祉避難所への配置が必要となる場合があります。
視覚障がい者		緊急事態の把握が不可能、または困難な場合があります。 日常生活圏外において、また災害時の環境変化によって、自力での避難が困難なため、介助者が必要です。	音声又は点字(ただし、準備が可能な場合)による情報伝達が必要です。 弱視の場合、音声又はマジックペンを使って文字や絵で状況を伝えます。	白杖を持たない方の手で、肘の上あたりを掴んでもらい、手引き介助で誘導します。落ち着いてゆっくり歩きます。白杖や腕を掴んだり、後ろから押したりしないでください。 段差のある所では、段の手前で立ち止まり、上のか下りるのか伝えます。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝えます。 盲導犬を伴っている方には進行方向を説明します。盲導犬を引いたり、触ったりしないでください。	出入口に近すぎない、ほど良い場所を確保し、移動距離を少なくする配慮をします。 構内放送、拡声器などにより、繰り返し音声情報を提供します。 拡大文字、点字などで情報を提供します。 介助者に確実な情報を提供します。 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、確保が必要となります。 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行ける場所に設置するか、順路にロープを張って案内します。

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
聴覚障がい者	緊急会話カード、読み取りができる具体的な方法を明記した筆談セットを常備しておきましょう。	緊急事態の把握が不可能、または困難な場合があります。	ファクシミリ、Eメールを活用した迅速な情報提供が必要です。	手話、筆談、身振り等で状況を説明し、誘導します。	手話通訳者及び要約筆記者を配置します。
	聴覚障がい者であることが分かる腕章、スカーフなどの目印を準備しておきましょう。	障害の種類、程度によって、意思疎通の方法や支援の仕方が異なります。	メモを使って、文字や絵を組み合わせて情報を伝えます。		掲示板などで文字による表示を行います。その際、わかりやすい表現とともに、漢字にはルビを振るよう配慮します。
		音声による情報提供ができない場合があります。	正面から口を大きく動かして話します。		見えるラジオ、文字放送用テレビ、ファクシミリ等を活用します。
		中途失聴者のケースでは、話すことができても聴き取りが困難な場合があります。			救護所や相談窓口にて、身体全図や痛み、気分の悪さなどを現す症状カードを設置しておく必要があります。
		高齢の中途失聴者などのケースでは、手話や筆談が通じない場合が多く、身振りをを用いるなど、その人の状態にあった伝達方法を見つける必要があります。			確実な情報伝達のため、状況によって専用区画の配置が必要な場合があります。
		筆談が可能でも、かなだけ、カタカナだけ、漢字かな混じりなど、その人の状態によって記入方法が異なる場合があります。			補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、確保が必要となります。
盲ろう者	緊急会話カード(点字つき)を常備しておきましょう。	障害が重い場合、自宅以外の場所では周りの状況がわからないため、全面的な介助が必要です。	手のひらに文字を書く、指点字、耳元でしゃべる、などして状況を伝えます。	肘の上あたりを掴んでもらい、手引き介助で誘導するか、車いす等を利用した移送を行います。	盲ろう通訳・介助者、手話通訳者及び要約筆記者を配置します。
	聴覚・視覚障がい者であることが分かる腕章、スカーフなどの目印を準備しておきましょう。	一人のとき、あらゆる情報から遮断されてしまいます。	弱視盲ろう者の場合、マジックペンを使って文字や絵で状況を伝えます。		白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、確保が必要となります。
		手のひらに文字を書く、指点字や触手話が通じる場合があるなど、その人の状態によって伝達する方法が異なります。	触手話理解者の場合は、手話で状況を伝えます。		
補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の使用者	ドッグフードの備蓄を心がけておきましょう。			補助犬を伴っている場合は、進行方向を説明します。補助犬を引いたり、触ったりしないでください。	出入口に近すぎない、ほど良い場所を確保し、移動距離を少なくする配慮をします。
	かかりつけ動物病院、関係団体の連絡先を記入した緊急連絡先カードを常備しておきましょう。				補助犬用のトイレが必要となります。
	かかりつけ以外の動物病院の連絡先を把握しておきましょう。				
	日頃から地元の自主防災組織、町内会に、避難所での補助犬の受け入れについて相談しておきましょう。				

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
肢体不自由者	紙おむつ、携帯用トイレ、着替え等を使うビニールシートを常備しておきましょう。	自力歩行や素早い行動が困難です。	 	車いす、ストレッチャー等の移動用具を準備しておきましょう。	車いすが通れる通路幅を確保します。
	車いすのタイヤ圧はいつも点検しておきましょう。	段差がある場合、移動が困難または不可能な場合があります。		移動用具が確保できない場合は、おぶいひも、又は毛布等による応急担架を使った移送を行います。	出入口に近すぎない、ほど良い場所を確保し、移動距離を少なくする配慮をします。
	電動車いすの場合、常にバッテリーの充電を心がけるとともに、予備バッテリーを用意しておきましょう。また、補液タイプは定期的に液量チェックしておきましょう。			車いすで段差を越えるとき、押す人の足元にあるステップバーを踏んで前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を上げ、静かに段差に乗せてから押していきます。上るときは前向きにし、下る場合、緩やかな坂は前向きに、急な坂は後ろ向きに、ブレーキをかけながらゆっくり下ります。	広めのスペースとともに手すりを備えるなど、身体機能に合ったトイレが必要となります。また、衛生管理のため、除菌クリーナー、じよく創予防マットなどが必要です。
				階段を通るときは、2～3人で車いすを持ち上げてゆっくり移動します。	車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理、確保が必要となります。
難病患者	常時使用している医療機器類の耐震対策と運搬方法を検討しておきましょう。	自力歩行や素早い行動が困難な場合があります。		車いす、ストレッチャー等の移動用具を準備しておきましょう。	特殊な薬剤、食事制限など疾患に関する情報を確認する必要があります。
	医療機器類の非常用電源（ポータブル発電機等）、電源用燃料、接続コード類を確保しておきましょう。	特殊な医療器具等が必要な場合があります。		移動用具が確保できない場合は、おぶいひも、又は毛布等による応急担架を使った移送を行います。	医薬品、衛生材料を確保する必要があります。
	非常用電源（ポータブル発電機等）の使用方法を習得しておきましょう。			常時使用している医療機器類、薬品類を確保します。	医療機関等との協力による巡回診療が必要です。
	服用薬、処方箋、投薬説明書を常備しておきましょう。				医療機関等への移送サービスが必要です。
	かかりつけ医療機関の連絡先を記入した緊急連絡先カードを常備しておきましょう。				ケアに必要なスペースの確保が必要です。
	かかりつけ医療機関からの指示、緊急時対処方法を家族と共有しておきましょう。				
	治療食を備蓄しておきましょう。				

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
心臓機能障がい者	ペースメーカーを装着している場合、緊急時対処方法について、かかりつけ医療機関、医療機器メーカーと相談しておき、家族と共有しておきましょう。	自力歩行や素早い行動が困難な場合があります。			
		発電施設や高圧電線、テレビやラジオ等の送信塔の近くなど、電磁波が強い場所ではペースメーカーに影響があります。			
腎臓機能障がい者	通院透析ができない場合の対応について、かかりつけ医療機関、関係団体と相談しておき、家族と共有しておきましょう。	自力歩行や素早い行動が困難な場合があります。		歩行が困難な場合、医療機関への通院介助が必要です。	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）施術のための清潔な個室を確保する必要があります。
	かかりつけ以外の医療機関で透析する場合を想定し、透析条件（ドライウエイト、ダイアライザーのタイプ等）、かかりつけ医療機関の連絡先を記入した緊急連絡先カードを常備しておきましょう。			車いす、ストレッチャー等の移動用具を準備しておきましょう。	医療機関等との連絡体制を確保する必要があります。
	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行っている場合、予備の透析液加温バッテリーを確保しておきましょう。			移動用具が確保できない場合は、おぶいひも、又は毛布等による応急担架を使った移送を行います。	食事や水分の制限など、個別の疾患に関する基本情報が必要です。
	透析液パックを常備しておきましょう。				
	カリウム対策のため、予備のカリメート、ケーキサレイトを確保しておきましょう。				
	治療食を備蓄しておきましょう。				
呼吸器機能障がい者	在宅酸素療法を行っている場合、緊急時対処方法について、かかりつけ医療機関と相談しておき、家族と共有しておきましょう。	自力歩行や素早い行動が困難な場合があります。		人口呼吸器を装着している場合、医療機関への搬送が必要です。	
	酸素濃縮器、液体酸素ボンベは、火気から離れた安全な場所に保管しておきましょう。	階段の上り下りが困難な場合があります。		酸素ボンベのスベアを一緒に搬送します。	
	酸素チューブの配管は、身体に絡まないよう工夫しておきましょう。				
	人口呼吸器を装着している場合、アンビューバック、バッテリー、手動式吸引機等を常備しておきましょう。				
	交換用酸素ボンベ、携帯用酸素ボトルを常備しておきましょう。				
	吸入加湿処理によるネブライザーを使用している場合、予備バッテリーを確保しておきましょう。				
	医療機器類の非常用電源（ポータブル発電機等）、電源用燃料、接続コード類を確保しておきましょう。				
	非常用電源（ポータブル発電機等）の使用方法を習得しておきましょう。				
	かかりつけ医療機関の連絡先を記入した緊急連絡先カードを常備しておきましょう。				

区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
膀胱又は直腸機能障がい者	少なくとも10日分のストマ装具、洗腸セットを常備しておきましょう。				オストメイト設備またはそれに準じた用意が必要です。
	ストマの処理方法を家族と共有しておきましょう。				ストマ装具の交換ができる場所の確保が必要となります。
	ストマ装着メーカー、販売店の連絡先を記入した緊急連絡先カードを常備しておきましょう。				ビニール袋、清潔なティッシュペーパー等が必要です。
知的障がい者	身の回り品、食べ物などにこだわりがある場合、日頃から地元の自主防災組織、町内会に、避難誘導時や避難所での受入れ体制について相談しておきましょう。	緊急事態の認識が不十分で、急激な環境変化に順応できず、精神的な動揺が見られる場合があります。	ゆっくり、分かりやすく、繰り返し情報を伝えましょう。	必ず誰かが付き添い、手を引いて移動させましょう。	居住スペースの周囲に間仕切りをしたり、個室を用意するなどの配慮が必要となります。
	日頃から避難路や避難所の場所を覚えさせておきましょう。	周囲と十分な意思疎通がとれないために、トラブルの原因となる場合があります。	絵、図、文字などを組み合わせるなど、本人が理解しやすい方法で伝えるよう工夫しましょう。	大声や奇声をあげるなどの行動をとっても叱責しないようにしましょう。	
	本人にとって不可欠な身の回り品、食べ物などを常備しておきましょう。	避難誘導や救護の際などに、思いもよらない行動をとることがあります。	冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにしましょう。	発作がある場合、かかりつけ医療機関や近くの医療機関に相談し、指示を受けましょう。	
精神障がい者	日頃から、身近に気軽に話せる相談相手を持っておきましょう。	災害発生時に精神的動揺が激しくなる場合があります。	冷静な態度で接し、簡単に状況を説明しましょう。	努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明して本人を安心させましょう。	医療機関との連絡体制の確保が必要です。
	日頃から地元の自主防災組織、町内会に、避難誘導の仕方や避難所での受入れ体制について相談しておきましょう。	服薬を継続する必要がある、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となります。	集中力が持続しない人もいるため、曖昧な表現は控え、シンプルで具体的な説明を心がけましょう。	必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させましょう。	不安定な状態の早期改善を図るには、地域ボランティアなどの支援ネットワークを活用しながら、被災前に馴染んでいた日常生活や人間関係をいかに早く回復させるかが重要です。
	日頃から避難路や避難所の場所を覚えさせておきましょう。	多くは服薬によって状態が安定しますが、社会生活や対人関係をうまく築けず、避難所等での集団生活に馴染めない場合があります。		大声や奇声をあげるなどの行動をとっても叱責しないようにしましょう。	慣れないトイレでは排泄がうまくいかない場合があるため、確認や声かけが必要です。
	日頃関わりのある医療、保健、福祉の関係者に避難先を伝えておき、安否訪問を依頼しておきましょう。	病状が悪くなると、猜疑心が強くなったり、周囲の意見を受入れられなくなったり、何かに固執することがあります。		強い不安や症状悪化が見られる場合、主治医もしくは最寄の医療機関または保健所に相談し、指示を受けましょう。	入浴を嫌い、促しても入らない場合があるため、清拭や着替えを促すなどの配慮が必要です。
	精神科内服薬を常備しておきましょう。また、不安時や不穏時の薬も常備しておきましょう。	服薬や受診を拒否することがあります。			睡眠できる環境を整える必要があります。
	携帯用服薬カレンダーを用意しておきましょう。	物事に優先順位を付けて対処することが苦手です。			
	病状悪化、再発の特徴やシグナルを客観的に把握し、整理しておきましょう。	十分な睡眠時間を確保する必要があります。			



区 分	本人、家族の備え	地 域 等 の 備 え			
		特 徴	情報伝達時の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難所での配慮事項
妊産婦		行動機能が低下しているものの、自分で判断し、行動できます。		避難誘導を支援してくれる人の確保が必要です。	防音や衛生面での思いやり、心配が必要です。
乳幼児・児童	乳幼児の場合、粉ミルク、哺乳びん、おむつ、ウェットティッシュ、毛布などを準備しておきましょう。	危険を判断し、回避行動する能力が未熟です。	児童には、ゆっくり、分かりやすく、優しい言葉で説明しましょう。	保護者とともに避難誘導することが必要です。	乳幼児の場合、就寝場所などに配慮が必要です。
	万が一に備え、緊急連絡先カードを携帯させておきましょう。	時間帯によって、保護者が傍にいない場合があります。			夜泣き、不眠などに留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。
					乳児に対し、ミルク用のお湯、哺乳瓶の清潔保持、沐浴の手立てを確保します。
					被災による精神的後遺症が残るおそれがあり、心のケアには特に留意します。
外国人(日本語を理解していない場合)	パスポート、会話カード、緊急連絡先カードなどを携帯しておきましょう。	日本語での情報が十分に理解できないため、避難時や避難生活に支障を来たすおそれがあります。	分かりやすい日本語や外国語による情報提供、支援者への迅速な情報提供が必要です。	外国語が理解できる支援者の確保が必要です。	保護者の不在などで、一時的に保育が必要になる場合があります。
					多言語による情報提供や外国語を理解できる支援者の確保が必要です。
					宗教、風俗、慣習等への配慮が必要となります。

緊急連絡先カード

ふりがな				家 族	
名 前			名 前	生年月日	続柄
生年月日					
住 所	〒				
電話番号	(自宅) (携帯)				
血液型	RH(+)(-) A B O AB		e-mail		

緊急連絡先

名 前	(続柄)	住 所	〒
電話番号	(自宅) (携帯)	e-mail	
名 前	(続柄)	住 所	〒
電話番号	(自宅) (携帯)	e-mail	
かかりつけ 病 院 1	【電話番号】 (科) (主治医名)		
かかりつけ 病 院 2	【電話番号】 (科) (主治医名)		
通所施設 等	【電話番号】 (担当者名)		
病 名 症状名		常備薬名	

メモ

.....

.....

.....

メモ

【補足情報を記入してください。】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

キリトリ・・・または・・・折り目・・・

【サンプル① 緊急連絡先カード】

使用の例：折じたんで、カード入れ等に入れて携帯することができます。



非常用バックなどに備えておくもの

食 料 品			救急用品		日 用 品		貴重品 など
品 目	数量	賞味期限	品 目	数量	品 目	数量	品 目
☐ 飲料水		年 月 日	☐ ばんそうこう		☐ 懐中電灯		☐ 現金
☐ 缶詰		年 月 日	☐ ガーゼ		☐ ラジオ		☐ 預貯金通帳
☐ 乾パン		年 月 日	☐ 包帯		☐ 予備電池		☐ 印鑑
☐ あめ玉		年 月 日	☐ はさみ		☐ 携帯電話充電器		☐ 健康保険証(写)
☐ チョコレート		年 月 日	☐ ピンセット		☐ 缶切り		☐ 運転免許証(写)
☐ インスタントおかゆ		年 月 日	☐ 体温計		☐ ライター、着火器具		☐ 緊急連絡先カード
☐ ()		年 月 日	☐ ()		☐ 食器(皿、はし等)		☐ 緊急会話カード
☐ ()		年 月 日	☐ ()		☐ 携帯コンロ		☐ ()
☐ ()		年 月 日	☐ ()		☐ 予備ボンベ		☐ ()
薬 品			衣類 など		☐ ロープ		ペット/補助犬用品
品 目	数量	使用期限	品 目	数量	☐ レジャーシート		品 目
☐ 消毒薬		年 月 日	☐ 上着		☐ ティッシュペーパー		☐ ハーネス
☐ かぜ薬		年 月 日	☐ 下着		☐ トイレットペーパー		☐ ペットフード
☐ 鎮痛薬		年 月 日	☐ 靴(スニーカー等)		☐ 生理用品		☐ 食事皿、水皿
☐ 常備薬()		年 月 日	☐ 靴下		☐ ビニール袋		☐ タオル
☐ 常備薬()		年 月 日	☐ タオル、ハンカチ		☐ 保温シート/新聞紙		☐ トイレ用品
☐ ()		年 月 日	☐ 防災頭巾、ヘルメット		☐ メモ帳/ボールペン		☐ ()
☐ ()		年 月 日	☐ 作業用手袋		☐ ()		☐ ()
☐ ()		年 月 日	☐ ホイッスル		☐ ()		☐ ()
☐ ()		年 月 日	☐ ()		☐ ()		☐ ()

倉庫などに備えておくもの

☐ のこぎり ☐ バール ☐ ジャッキ ☐ ブルーシート ☐ ()

避難所などに避難する時に気をつけること

☐ ブレーカーはオフにしましたか。

☐ ガスの元栓は閉めましたか。

☐ 玄関に避難済みカードを表示しましたか。

☐ とおり近所に声かけしましたか。

使用の例： 冷蔵庫などいつも目に付く場所に掲示して使うことができます。



【サンプル③ 避難済みカード】

キリトリ

穴

穴

避難済み

ふりがな 世帯主氏名 連絡先電話番号	避難場所 避難場所電話番号
--	---

伝言メモ

.....

.....

.....

.....

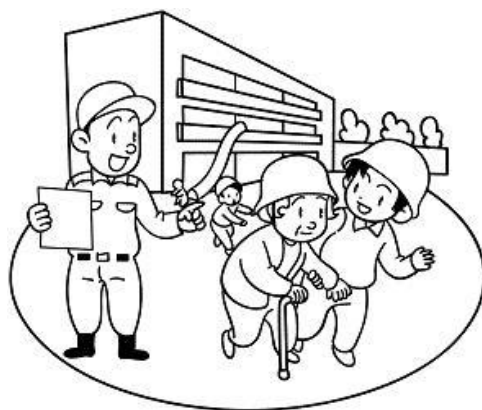
使用の例

1. キリトリ線に沿って切り離し、厚紙などの台紙の上に貼り付けてください。
2. 上の方にある(穴)の部分に穴を開け、適当な長さのひもをとおしてください。
3. ドアノブに掛けたり、棧に結んだりして使うことができます。



おおむら災害時助け合いフラン

＜大村市災害時要援護者防災活動支援指針＞



大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686

長崎県大村市玖島一丁目25番地

TEL (0957)53-4111 FAX (0957)52-6930

E-mail: fukushi @ city.omura.lg.jp

ホームページ <http://www.city.omura.nagasaki.jp/>

サイト内「災害時要援護者」で検索

